

# 川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和5年4月1日発行 No. 42

【連絡先:川俣町役場 024-566-2111】

新型コロナウイルスワクチン接種の延長について  
【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

令和4年秋に開始しましたオミクロン株対応2価ワクチンの接種は、5月7日まで延長となりました。まだ接種していない方で希望する方はコールセンターへご連絡をお願いします。

◇オミクロン株対応2価ワクチン接種の対象者

新型コロナウイルスワクチン接種1・2回目接種を終了し、前回から3か月以上経過している方

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

※ 転入された方で接種を希望する方は接種券の申請が必要です。

今までの接種済証を持参してください。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種について  
【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

5月8日以降から8月にかけて、令和5年春開始接種が始まります。

【接種対象者】

1・2回目接種を終了している方で、前回接種から、3か月以上経過している次の方です。

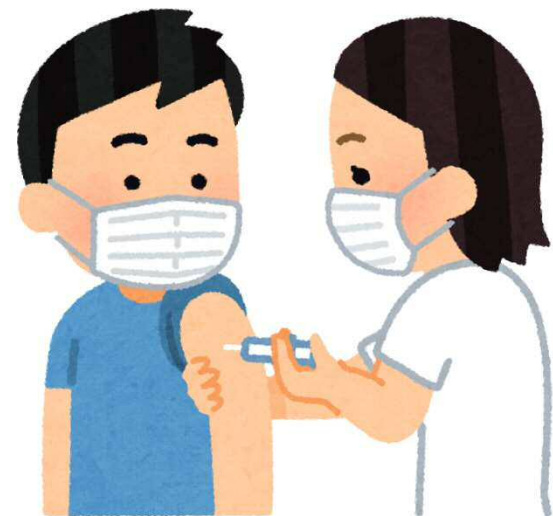
- ① 65歳以上の方
- ② 12歳以上64歳の方で、基礎疾患を有する方
- ③ 医療従事者等の方

【接種券について】

①の方へは、前回接種から3か月以上経過した方へ順次接種券を送付します。

②、③の方は、申請が必要です。

詳しくは、次回号でお知らせします。



【5歳～11歳の方について】

初回接種（1・2回目）が終了している方へは、追加接種としてオミクロン株2価ワクチン接種を開始します。前回接種から3か月以上経過した方が対象です。

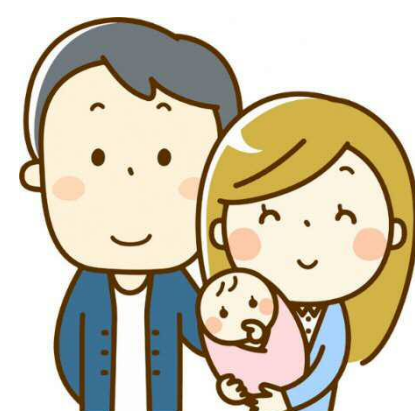
対象となる方へは、接種券を送付します。

【生後6か月～4歳の方】

3回目までセットで初回接種をします。

1回目・2回目は3週間、2回目・3回目は8週間の間隔をあけて接種します。

接種券は、生後6か月を迎えた方へ、順次接種の案内をします。



今後のワクチン接種について  
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

特例臨時接種を令和6年3月末まで1年間延長します（ワクチン接種は無料です。）。

【追加接種（1・2回接種修了者）】

	令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
接種期間	5月7日まで	5月8日以降	9月から
使用するワクチン	オミクロン株対応 2価ワクチン	オミクロン株対応 2価ワクチン	今後検討
65歳以上	○	○	○
5歳以上基礎疾患	○	○	○
医療従事者等	○	○	○
5歳以上で上記以外の 健常な方	○	<b>接種対象外</b>	○

※ 5歳～11歳の追加接種（オミクロン株対応2価ワクチン）は、9月まで延長します。

【初回接種】

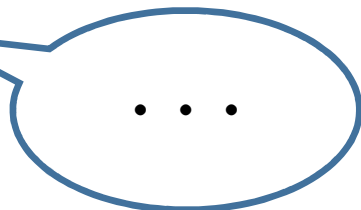
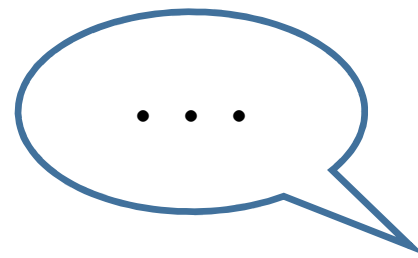
接種期間	令和6年3月まで
使用するワクチン	従来型ワクチン
12歳以上	コールセンターへ、お問い合わせください。 3週間の間隔をあけて2回接種します。
5歳～11歳	
生後6か月～4歳	1回目・2回目は3週間、2回目・3回目は8週間の間隔をあけて 接種します。

相談窓口

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
・フリーダイヤル 0120-761-770  
・受付時間 9時～21時（土日祝日も実施）

福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター  
・フリーダイヤル 0120-336-567  
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）

福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口  
・フリーダイヤル 0120-191-567  
・受付時間 9時～20時（土日祝日も実施）



# マスク着用の見直しについて

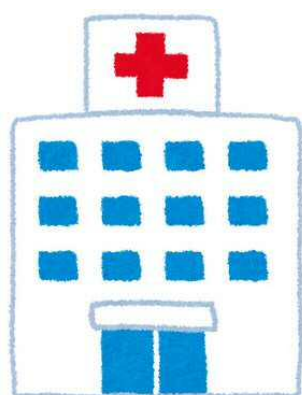
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】



- 3月13日からマスク着用は屋内・屋外問わず、個人の判断が基本となります。
- 感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用する必要が推奨されます。
- 様々な理由から、マスクを着用できない方や、マスクを着用する必要がある方がいます。一人一人が正しく理解し、思いやりのある行動をお願いします。

## 着用が効果的な場面

医療機関に行くとき



高齢者施設等に行くとき



混雑した乗り物の中



## 症状がある方

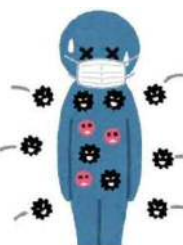
外出は、控えてください。  
通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、マスクを着用してください。



## 重症化リスク

がある方

感染流行期に混雑した場所へ行く場合は、マスクを着用してください。



## 事業者から

呼びかけられたとき


マスク着用のご協力をお願いします。



## 事業者のみなさまへ

- ・業種別ガイドラインを参考に、執務環境や業務内容等に応じた感染対策に、引き続きご協力をお願いします。
- ・事業者が感染対策上または事業上の理由により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。



 マスクの着用は、3月13日から個人の判断が基準となりますが、感染対策の必要性は変わりません。

3密の回避

人と人との  
距離の確保

手洗い等の  
手指衛生

換気の励行

マスクを外す場合には、より一層、上記の基本的な感染対策の徹底を！

# 感染拡大防止のための基本対策

【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

1 一人ひとり基本的な**感染対策**を**徹底**してください。



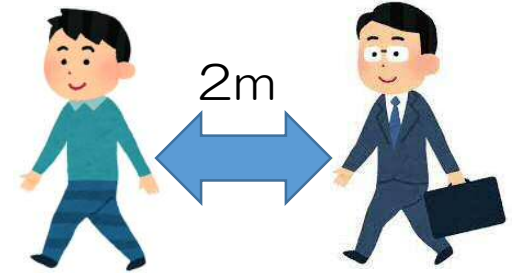
必要に応じてマスクを正しく着用する。  
※不織布マスクを推奨



こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。



窓を開けるなどして、こまめに換気をする。



人との間隔はできるだけ2m以上の間隔を取る。

2 旅行や帰省等、**移動する時は、**  
ご自身の体調管理や、移動先の感染情報把握などを含め**感染防止対策**をお願いします。



## 出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粛等の行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



3 飲食時は、**感染リスクに十分ご注意ください。**

控えてください!!

**テーブル間の移動**



**体調不良で参加**



**テーブル間の距離もしっかり確保してください。**

※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。  
※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策がされた飲食店を利用してください!!

**「ふくしま感染防止対策認定店」**  
をおすすめします!

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対して、認定ステッカーを交付しています。

